

た け ま る
ノ ー ト



保護者・支援者のための

利用の仕方 Q & A

1

Q. 「サポートブックいこま たけまるノート（以下たけまるノート）」とは何ですか。

A. 障がいや発達に不安がある子ども達の情報を、保護者や関わる支援者が記入・閲覧することで、情報を共有し、子ども達への切れ目ない支援のための支援者間の連携強化ツールです。保護者が残しておきたい情報を追加で挟みこむことができるようにリングファイル形式での利用をおすすめします。

2

Q. 「たけまるノート」はどのような対象者にどこで配布していますか。

A. 「たけまるノート」の利用を希望する障がいや発達に不安があるお子さんの保護者を対象に「生活支援センターあすなろ」または「生駒市役所 障がい福祉課」で、使い方を説明し配布します。

3

Q. 「たけまるノート」は、個人情報に関わる内容になると思うが、学校の担任などの支援者が、見たり書いたりしてもよいですか。

A. 「たけまるノート」は、持つことを希望した保護者の判断のもとで、子どもの情報を取り扱います。支援者が記入する子どもの情報は、保護者に開示するものですので、他の支援者に子どもの情報を開示するかどうかは、保護者が決めます。

よって、保護者から「たけまるノート」を受け取った支援者は、その内容の全てを閲覧し子ども達への支援に役立てると共に、保護者から依頼されたところへの記入に協力してください。

なお、「たけまるノート」のおもて表紙の裏面に、「たけまるノート」の利用についての保護者の同意自署があります。

4

Q. 支援者は、保護者に対して「たけまるノート」を持っていけば見せてほしいと言ってもいいですか。

A. 情報を開示するかは保護者の判断ですが、支援に役立てるため、ぜひ保護者に声をかけてください。

5

Q. 保護者から記入を希望されたら必ず書かないといけないのですか。法的な義務はありますか。

A. 法的な義務はありません。

「たけまるノート」は、こどもを支援する支援者が情報を共有することで、つながりのある切れ目のない、こども達へのより良い支援をすることが目的ですので、なるべく賛同し、協力してください。

また、各支援機関で作成している、個別の支援計画（学校であれば“教育指導計画”や“教育支援計画”等、また事業所等であれば“サービス等利用計画”や“個別支援計画”等）を挟むことで、記入の代わりにするなど、なるべく手間を省く工夫をしてください。

6

Q. 支援者は、いつ閲覧して、記入をすればよいですか。

A. 基本的に（特に学校）では、閲覧は年度初めなどで学年が変わった時に、前年度（前任者）の情報を支援に活用できるように閲覧してください。

記入は、上記の意味からも、年度の終わり頃を想定しています。個別の支援計画等を挟むなどで代用してもかまいません。

福祉や医療の事業所等においても基本的には同様の考え方で、概ね年1回の記入をしてください。

その他、支援者が変わる時等、必要に応じて工夫してください。

7

Q. 保護者記入欄に空欄が多い時等はどうすればよいですか。

A. 気づいた支援者が、保護者に声をかけて、一緒に記入する機会を持つなど、協力してください。

保護者がある場で思い出せないなどといった場合で、支援機関に空欄の情報がある場合は、その情報を開示して記入するなど工夫してください。

8

Q. 保護者が「たけまるノート」を紛失した場合はどうすればよいですか。

A. 再発行を希望する保護者には、「生活支援センターあすなろ」または「生駒市役所障がい福祉課」において発行します。